

大阪市水道局官民連携による管路更新事業の事務手続きに係る民間事業者との対応等指針

大阪市水道局（以下「局」という。）が官民連携による実施手法等の検討を進めている管路更新事業（以下「本事業」という。）については、その事業規模等を踏まえ、局職員が事務手続き（情報収集、制度設計及び事業者選定を含む契約事務手続きをいう。以下同じ。）を、公平性及び公正性を担保しつつ、より適正に進める必要性に鑑み、関係法令や公正契約職務執行マニュアル（契約管財局策定）等本市既存ルールを遵守することはもちろんのこと、市民に疑念や不信を抱かせることを防ぐため、この指針を策定する。

（基本方針）

- 1 局職員は、特定の民間事業者にとって有利になるよう、局職員以外の者へ本事業に係る情報（公開情報を除く。以下同じ。）を提供してはならない。なお、異動等により局職員でなくなった場合も同様とする。

（特定職員）

- 2 本事業の事務手続きに携わる職員（以下「特定職員」という。）は、別表のとおりとする。なお、異動等により特定職員でなくなった場合は、前項の規定に従うものとする。

（関係事業者）

- 3 本事業への参画・関係が想定される民間事業者（以下「関係事業者」という。）の主な業種等は、次のとおりとする。ただし、本事業のアドバイザー業務受注者及び当該アドバイザー業務を再委託されている者は除く。

- (1) 水道管路製造会社
- (2) 水道管路維持管理会社
- (3) 建設会社（ゼネコン、プラント建設）
- (4) 水処理会社（施設運転、維持管理）
- (5) 総合商社
- (6) インフラ事業者（電気、ガス、通信）
- (7) 金融機関
- (8) コンサルタント会社
- (9) その他局長が指定する者

（要望等の記録）

- 4 局職員は、関係事業者又は公職者等から本事業に関する要望等を受けた場合、要望等記録制度に則り、対応（記録、公表等）するものとする。また、不正要望等があったときは、これを拒否しなければならない。

（局職員の個別面会等の禁止）

- 5 局職員は、関係事業者と個別に本事業に係る意見交換又は面会等を行ってはならない。なお、局職員は、関係事業者と本事業に係らない名目で意見交換又は面会等を行ったときも、本事業に係る情報を一切提供してはならない。

(特定職員の個別面会等の禁止)

6 特定職員は、関係事業者と個別に意見交換又は面会等（本事業の公募に係るヒアリング、意見交換、書類受付及び対話を除く。）を一切行ってはならない。ただし、以下の事項については、この限りでない。なお、第2号から第5号までに掲げる事項については、可能な限り複数名で対応し、必ずその内容の記録及び上司への報告を行うものとする。

- (1) オープンな場所での短時間の儀礼的な挨拶
- (2) 事故又は災害発生時の支援要請に係る連絡調整
- (3) 法令違反等に係る調査及び指導
- (4) 水道事業の発展に寄与する共同研究等
- (5) 第2号から前号までに掲げる事項に準ずる局業務の執行のための対応

(関係事業者との連絡)

7 特定職員が関係事業者と電話又はメールによるやりとりを行う場合、原則として、個人の携帯電話等を使用してはならない。なお、関係事業者とのメールのやりとりについては、上司等と情報共有するものとする。

(留意事項)

8 特定職員が事務手続きを行うにあたっては、公正契約職務執行マニュアル中の規定のうち、特に以下の点について留意するものとする。

- (1) 関係事業者名が付されているカレンダーや文房具等事務用品を受けること
- (2) 関係事業者との会食又はパーティーをすること

(適用期間及び指針の見直し)

9 この指針は、今後の本事業の進捗に応じて、見直しを行う。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月14日から施行する。

別表（第2項関係）

職 名	氏 名
局長	谷川 友彦
理事	尾原 正史
官民連携担当部長	大塚 久征
管路更新担当部長	宮崎 博明
総務部連携推進課長	稲垣 淳也
官民連携担当課長代理	吉岡 晋
担当係長	澤井 邦浩
担当係長	乾 哲朗
係員	山本 誠美
係員	臼杵 日菜子
管路PFI事業担当課長代理	古賀 一正
担当係長	中島 聖子
担当係長	亀崎 浩司
係員	田中 淳司
総務部P F I 事業調整担当課長	唐谷 栄起
P F I 事業調整担当課長代理	吉澤 源太郎
担当係長	宮崎 卓
係員	古田 大地
総務部職員課長	松永 正
工務部計画課長	相良 幸輝
工務部工務課長	村上 博哉
工務部配水課長	中井 正人
工務部給水課長	瀧川 典一
西部水道センター営業担当課長	柿田 晴子
南部水道センター所長	近藤 才寛

※なお、特定職員は、公募・選定の段階に応じ、変更することがある。